

新潟県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員 小柴 昭彦



新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員訓令第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程の一部を改正する規程

新潟県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

第3条中「かつ」を削る。

附 則

この規定は、令和7年5月26日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程

新旧対照表

改正後（案）	現行
（監査の種別） 第2条 監査は、次の種別に分けて行うものとする。 （1）～（8） （略） （9） 職員の賠償責任に関する監査 法第292条において準用する法第<u>243条の2の8第3項</u>の規定により職員が広域連合に損害を与えたと認めて広域連合の長から請求があるときに行う。 （10）～（12） （略） （基本方針） 第3条 監査を行うに当たっては、法第292条において準用する法第199条第3項の規定の趣旨に添い、広域連合の行財政運営が法令に適合するとともに、合理的に<u>（削除）</u>効率を挙げ適正になされているかにつき、特に意を用いるものとする。 第4条～第9条 （略）	（監査の種別） 第2条 監査は、次の種別に分けて行うものとする。 （1）～（8） （略） （9） 職員の賠償責任に関する監査 法第292条において準用する法第<u>243条の2 第3項</u>の規定により職員が広域連合に損害を与えたと認めて広域連合の長から請求があるときに行う。 （10）～（12） （略） （基本方針） 第3条 監査を行うに当たっては、法第292条において準用する法第199条第3項の規定の趣旨に添い、広域連合の行財政運営が法令に適合するとともに、合理的に<u>かつ</u> 効率を挙げ適正になされているかにつき、特に意を用いるものとする。 第4条～第9条 （略）

附 則

本基準は、令和7年5月26日から施行する。